

【 検 査 】**4 4 4 E C G 12 がない場合の心筋マーカー検査（急性心筋梗塞疑い等）の算定について**

《令和 7 年 2 月 2 8 日》
《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

- ① E C G 12 がない場合の急性心筋梗塞疑いに対する次の心筋マーカー検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D 007 「17」 C K アイソザイム
 - (2) D 007 「35」 心臓由来脂肪酸結合蛋白（H－F A B P）定性
 - (3) D 007 「35」 心臓由来脂肪酸結合蛋白（H－F A B P）定量
- ② E C G 12 がない場合の急性心筋梗塞に対する次の心筋マーカー検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D 007 「17」 C K アイソザイム
 - (2) D 007 「22」 C K－M B （蛋白量測定）
 - (3) D 007 「29」 心筋トロポニン I
 - (4) D 007 「29」 心筋トロポニン T （T n T） 定性・定量
 - (5) D 007 「35」 心臓由来脂肪酸結合蛋白（H－F A B P）定性
 - (6) D 007 「35」 心臓由来脂肪酸結合蛋白（H－F A B P）定量

○ 取扱いを作成した根拠等

急性心筋梗塞は、心筋虚血により心筋細胞が壊死した状態であり、その診断には、胸痛などの臨床症状、心電図変化にくわえて、心筋逸脱酵素の上昇の確認が必須である。急性心筋梗塞（疑い含む。）の場合、まずは、非侵襲的で簡便かつ迅速に行うことのできる心電図検査を実施し、同時に心筋マーカー検査を実施するのが通例である。

上記の心筋マーカーは、心筋細胞の壊死により産生される各種の特徴的な物質を測定することで、心筋壊死の状態を調べる検査であり、心筋壊死が急速に進行する急性心筋梗塞の診断には心電図と同様に有用である。

以上のことから、E C G 12 がない場合の急性心筋梗塞疑いに対する①の心筋マーカーの算定、E C G 12 がない場合の急性心筋梗塞に対する②の心筋マーカーの算定は、原則として認められないと判断した。